



第27回 イタリアメディア調査 —報道の自由を守るための取組みと挑戦—

人権擁護委員会 報道と人権部会 池田 雅子 (61期)

日弁連人権擁護委員会人権と報道に関する特別部の調査団（緑川由香弁護士（第二東京）団長以下14名）の一員として、2023年9月17日から22日までローマに滞在し、イタリアにおける人権擁護と報道の自由の調和をめぐる事情に関する調査を行った。ODG（ジャーナリスト協会）、AGCOM（通信における適正保障のためのオーソリティ）、ラ・レプブリッカ紙（新聞社）、RAI（テレビ局）、イタリア弁護士会等を訪問した他、ローマ第三大学のGiorgio Resta教授らからイタリアにおける報道の自由をめぐる問題、IT法を専門とするAndrea Monti弁護士から生成AI及びChatGPTに関する法的問題、レンメ法律事務所のGiuliano Lemme代表弁護士ほか6名の所員及び調査報道に取り組むジャーナリスト2名から名誉毀損に関わる実務及びジャーナリストの直面する状況について講義を受けた。

イタリアのジャーナリストは国家資格だ。ジャーナリスト協会はジャーナリストの自律的活動を担う機関であり、法に基づき資格試験を運用し、登録名簿の管理、倫理綱領の制定、教育、懲戒等を行っている。資格を有さない者であっても名簿に掲載されることでジャーナリストとして活動は可能だが、報道を専業として活動する場合は国家試験に合格し専用の名簿に登録される必要があり、それが職能意識の維持に役立っている。

イタリアでジャーナリストの最大の脅威は生命の危険だ。2023年9月現在、マフィアや極右から脅しを受け、武装警察によるボディガードの付いている者が22名、そのほか国家による保護の対象とされている者が250名いる。ジャーナリスト協会の60周年を記念する壁画には目隠しされ両手を縛られたジャーナリストの姿が描かれており、「真実のジャーナリズムは、汚職を防ぎ、犯罪を抑制し、政治家に良い統治を課す」とのメッセージとともに殉職したジャーナ

リスト達の写真が掲げられていた。

片や近時、ジャーナリストが直面する深刻な問題として形を変えて増加しているのが、メローニ首相をはじめとする政治家やマフィア、大企業等からの司法を利用した脅しである。イタリア刑法典595条及び報道に関する法律（報道法）13条は、報道による名誉毀損罪に懲役刑を科しており、記者だけでなく編集責任を怠った正副編集長や発行者までも懲罰の対象としている。言論の封じ込めを狙いとするジャーナリストに対する名誉毀損罪での告訴、高額な損害賠償を求める民事訴訟（スラップ訴訟）が増加の一途を辿っており、報道の自由への脅威となっている。イタリア憲法裁判所は、2021年6月、懲役と罰金を累積的に科す報道法13条を違憲とする判決を下したが、その法改正ははまだ実現されておらず国民的論争の只中にある。

他方、報道の自由を脅かす社会情勢はイタリア固有の問題にとどまらない。欧州各国でメディアが様々な圧力に晒されている中、欧州評議会では報道の自由を守るための決議が重ねて採択されており、「欧州メディア自由法」成立の動きへと繋がっている。同法案は、EU域内のメディアの独立性と多元性を保護する共通原則を定めることを狙いとしており、メディアの民主主義の番人としての役割を再確認し原点に立ち還る内容を含んでいる。

イタリア弁護士会は、2015年に日刊紙“*Il Dubbio*”（「疑い」）を設立し、司法に関する記事を中心に、政治経済、社会、文化を含む幅広い情報を社会に提供している。調査団訪問の翌日、我々の来訪が記事となり日本の司法について語る内容が全世界に発信されたことには驚いた。弁護士会が自ら報道の自由の担い手となり、弱者の人権に光を当て市民の知る権利に奉仕するその自律的な取組みは、弁護士会の社会的意義を再考させる。